

第9号議案

豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料率の改定等に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「37,500 円」を「34,125 円」に改め、同項第 2 号中「56,250 円」を「51,375 円」に改め、同項第 3 号中「56,250 円」を「51,750 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 142,500 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 157,500 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 172,500 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 180,000 円

第 4 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22,500 円」を「21,375 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22,500 円」を「21,375 円」に、「37,500 円」を「36,375 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22,500 円」を「21,375 円」に、「52,500 円」を「51,375 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前 3 項の保険料率により算定した当該各年度における保険料の額に 100 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。

第 6 条第 3 項中「又は第 8 号口」を「、第 8 号口、第 9 号口、第 10 号口、第 11 号口又は第 12 号口」に、「第 8 号まで」を「第 12 号まで」に改める。

附則第 8 項中「（昭和 32 年法律第 26 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。